

◆調整控除の創設

住民税の人的控除は、所得税よりも低く定められています。そのため、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、単純に所得税の税率10%から5%に下げただけでは、税金の負担が増えてしまうことになります。

このため、個々の納税者の人的控除の適用条件に応じて、住民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられます。

※人的控除とは…基礎控除、扶養控除、配偶者控除などの本人や家族の状況などに基づく控除です。

(1) 住民税の課税所得金額が200万円以下の場合
次のA・Bのいずれか少ない額の5%を控除

A 人的控除額の差の合計額

B 課税所得金額

(2) 住民税の課税所得金額が200万円超の場合

{A - (B - 200万円)}の5%を控除=C

※Cが2,500円未満の場合は2,500円を控除

※課税所得金額とは…「所得金額」から「所得控除金額」を差し引いた後の金額のことです。

◆定率減税の廃止

平成11年度から景気対策の一環として適用されていた定率減税は、平成17年度までは15%相当額(上限4万円)、平成18年度は7.5%相当額(上限2万円)でしたが景気改善を受けて廃止されました。

◆水と緑の森づくり税の導入について

とやまの森を県民の財産として、県民全体で支え、次の世代に引き継いでいくための新たな財源として「水と緑の森づくり税」が創設されました。これに伴い、個人の場合は負担が年間500円増えます(法人も資本金規模により負担があります)。なお、この税は住民税(県民税の均等割)に500円加算して納税していただくこととなります。

◆高齢者非課税措置の廃止

平成17年度まで、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は非課税でしたが、その措置が廃止されています。

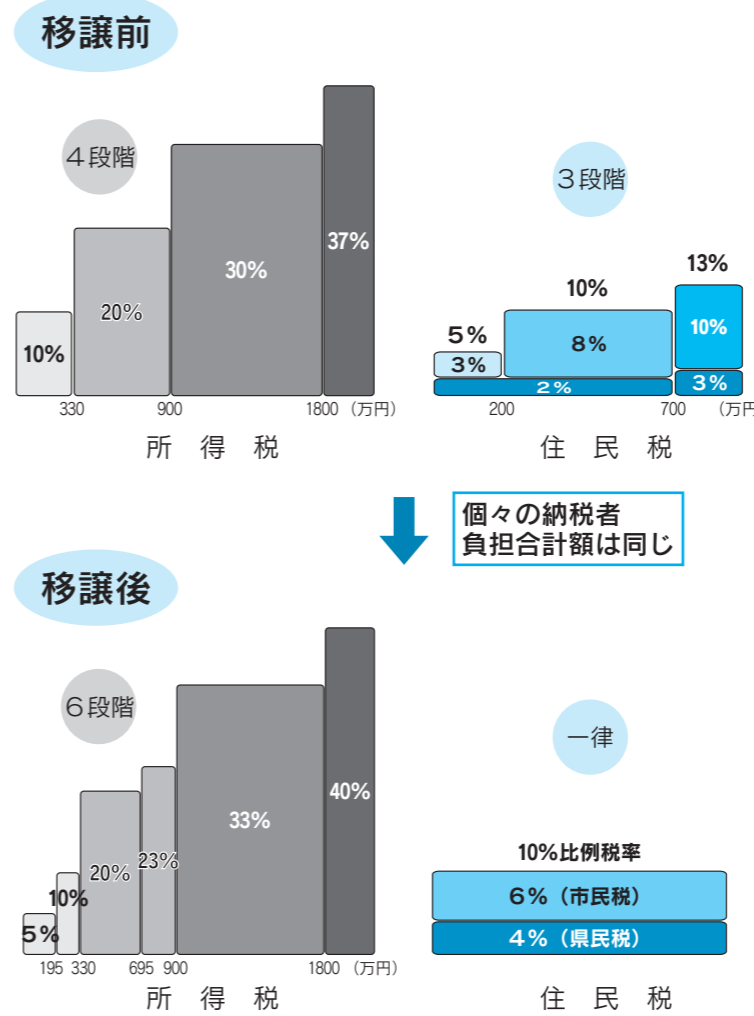
ただし、経過措置として、昭和15年1月2日以前に生まれた方で平成17年分の所得が125万円以下の人は、平成18年度課税分については所得割額および均等割額をそれぞれ3分の2ずつ減額し、平成18年分の所得が125万円以下の人は平成19年度課税分についてはそれぞれ3分の1ずつ減額します。平成20年度課税分からは全額の課税になります。(以下の表のとおり)

昭和15年1月2日以前に生まれた方で前年所得金額が125万円以下の人

年度	区分	納税額
17年度以前	所得割	非課税
	均等割	非課税
18年度	所得割	税額の3分の2を減額
	均等割	市民税 1,000円 県民税 300円
19年度	所得割	税額の3分の1を減額
	均等割	市民税 2,000円 県民税 600円 水と緑の森づくり税 500円
20年度以降	所得割	全額
	均等割	市民税 3,000円 県民税 1,000円 水と緑の森づくり税 500円

平成19年度から 個人住民税が大きく変わります!

(市民税と県民税を合わせて住民税と呼びます)



平成19年度以降の住民税は、大幅な税制改正が実施されます。その一つが税率の変更です。
三位一体改革の一環で、所得税から個人住民税(市民税・県民税)への恒久措置として「国から地方へ」3兆円規模の本格的な税源移譲が行われるためです。これに伴い、税率の変更による納税者の税負担が増加しないように配慮した税制の整備が併せて行われることとなります。
この改正により、個々の納税者の方が支払う所得税と住民税の税額の合計が増減を伴うものではありませんが、**住民税**

のみに着目すると税源移譲による改正と他の税制改正の影響により税額が増加することが予想されます。
平成19年度以降の住民税の主な税制改正の内容をお知らせします。
◆個人住民税の所得割の税率が一律10%(市6%、県4%)になります
所得税から住民税への税源移譲により、個人住民税の所得割の税率が現在の3段階(5%、10%、13%)の超過累進税率から、一律10%(市6%、県4%)の比例税率に変わります(所得税についても税率構造が変更されます)。

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			→	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500	=	0円
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000		0円
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000		0円
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000		0円

●夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前(単位:円)			→	税源移譲後(単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000	=	0円
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000		0円
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000		0円
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000		0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があります。

所得税と市県民税の確定申告が始まります
(税務申告相談)

とき 2月16日(金)~3月15日(木)

午前9時~午後4時まで

※土曜日・日曜日は休み

ところ 市民会館3階大会議室

※相談受付会場が込み合い、待ち時間が長くなることをご確認ください。

農業所得収支内訳書作成相談会

とき 2月7日(水) 午前の部 10時開始

午後の部 1時30分開始

ところ 市民会館3階大会議室

※作成の内訳書を確定申告(2月16日から受付)にご利用ください。

問合せ先 税務課市民税担当(内線233・234)

